

# 【補助金】 外来対応医療機関確保事業の御案内

感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の診療に対応できる体制への段階的移行を支援していくため、新たに「埼玉県指定診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）となる場合に必要となる初度設備等の支援することを目的とする補助金です。

## 1 補助対象について（★要指定埼玉県指定診療・検査医療機関）

令和5年3月10日以降に新たに\*<sup>1</sup>埼玉県指定診療・検査医療機関（5月8日以降の国名称：外来対応医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は同医療機関の対応を行う\*<sup>2</sup>保険医療機関

\*1 令和5年3月9日以前に診療・検査医療機関として指定を受け、その後指定を解除し、3月10日以降改めて指定を受けた場合、または令和2～4年度、令和5年4月1日～9月30日に外来対応医療機関設備整備事業及び外来対応医療機関確保事業を含む設備整備事業等の申請を行っている場合には、本事業の申請対象外となります。

\*2 令和6年3月31日までに対応を継続しないこととなった場合には、補助金返還や交付決定取消となります。（なお、指定解除時期にかかわらず全額が補助対象外となります。）

## 2 補助対象設備及び上限額

初度整備費                      1 医療機関当たり                      500,000円

<具体的な対象経費の例\* >（ア）～（オ）に該当するものに限る。

- （ア）患者案内のための看板の設置料
- （イ）ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- （ウ）換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- （エ）医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- （オ）非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

\* 令和5年4月1日以降に生じた経費が対象です。

## 3 申請方法等の詳細について

事業に関する事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Q & Aなどについては、埼玉県ホームページに掲載していますので、御覧ください。

また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。

申請期限は令和5年12月8日（金曜日）です。

県ホームページ[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi\\_r5.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5.html)

【お問い合わせ先】 感染症対策課 分室 Tel 048-830-7530



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

# 【補助金】 外来対応医療機関設備整備事業の御案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）を確保することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする補助金です。

## 1 補助対象について（★要指定 埼玉県指定 診療・検査医療機関）

新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある埼玉県指定 診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）等

※患者や疑い例の受け入れ実績については申請時点で要件を満たしてなくても申請は可能ですが、令和6年3月31日時点で患者の受け入れ実績等がない場合、当該事業は補助の対象となりません。

※令和2～4年度、令和5年4月1日～9月30日に本事業（外来対応医療機関設備整備事業：旧帰国者・接触者外来設備整備事業）による補助を受けた医療機関は、次の補助対象設備のうち、簡易診療室及び付帯する備品のうち撤去費用、原状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費以外は対象外となります。

## 2 補助対象設備及び上限額

- H E P A フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）  
1 医療機関当たり 905,000円
- H E P A フィルター付きパーテーション 1 台当たり 205,000円
- 簡易ベッド 1 台当たり 51,400円
- 簡易診療室及び付帯する備品 1 式当たり 実費相当額

※令和5年10月1日以降に契約し、令和6年1月31日までに納品がある経費が対象です。

（簡易診療室及び付帯する備品については、撤去費用、原状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費についてのみ令和6年3月31日執行分まで対象）

## 3 申請方法等の詳細について

事業に係る事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Q & A などについては、埼玉県ホームページに掲載していますので、御覧ください。

また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。

申請期限は**令和5年12月8日（金曜日）**です。

県ホームページ [https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi\\_r5\\_10.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5_10.html)

【お問い合わせ先】 感染症対策課 分室 TEL 048-830-7530



※个人防护具の購入について令和6年1月頃「令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策个人防护具整備事業」の申請を受け付ける予定です。

納品時期（令和5年10月1日以降12月31日まで）及び補助対象となる期間等の要件がありますので、詳細は下記県ホームページをご覧ください。

県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/kozinbouogogu.html>

